

第6章 解散手続

1 医療法人の解散

医療法人が解散するのは、次の場合です。…………… 法第55条第1項、第3項

- (1) 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生
- (2) 目的たる業務の成功の不能
- (3) 社員総会の決議（医療法人社団の場合）
- (4) 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る）（第7章参照）
- (5) 社員の欠亡（医療法人社団の場合）
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立認可の取消し

このうち、(2) 及び (3) の事由による解散については、医療審議会の意見を聴いたうえでの東京都知事の認可を受けなければ、その効力は生じません。東京都知事宛てに解散認可申請を行ってください。…………… 法第55条第6項、第7項

また、(1) 及び (5) の事由により解散した場合は、医療法人解散届を、東京都知事宛てに提出しなければなりません。…………… 法第55条第8項

2 解散認可申請

事前に医療安全課医療法人担当の担当者とスケジュールを十分に調整の上、仮申請（解散認可を受けるために作成した草案）により、事前審査を受けてください。

仮申請として提出された書類は、返却することができません。

押印が必要な書類については、仮申請の段階での押印は不要です。提出部数は、仮申請の段階では1部です。

申請書類は、原則、郵送により提出してください。

必要な書類は、次のとおりです。…………… 規則第34条

- (1) 医療法人解散認可申請書（様式P. 57）
- (2) 添付書類
 - ア 解散理由書（記載例P. 143）

- ※ 解散するに至った経緯、理由を具体的かつ詳細に記載すること。
- イ 解散することを決議した社員総会（理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例P. 141～P. 142）
- ウ 財産目録（様式P. 190）
- エ 貸借対照表（様式P. 191～P. 192）
- オ 残余財産の処分方法を記載した書類（記載例P. 144）
- カ 清算人の住所及び氏名を記した書類（理事以外が清算人に就任する場合）
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ク 医療法人の概要（記載例P. 202）
- ※ 上記書類の内容を確認するために、その他の書類を提出していただく場合もあります。

本申請については、担当者と調整のうえ提出してください。提出部数は、計3部（提出用2部＋控え1部）になります。押印が必要な書類は、提出用2部ともに原本（写しの場合は原本と相違ない旨の証明があること。）が必要です。

申請書類は、原則、郵送により提出してください。

※ 控えは「医療法人解散認可申請書」（表紙）のみでも結構です。

※ 控えの返送を希望される場合は、返送先を記入し必要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

3 解散届

必要な書類は、次のとおりです。

(1) 医療法人解散届（様式P. 215）

(2) 添付書類

ア 解散することを決議した社員総会（理事会、評議員会）の議事録（写しの場合は原本と相違ない旨の理事長の証明があること。）（記載例P. 141～P. 142）

※社員の欠亡による解散の場合は、社員が欠亡したことが確認できる資料

イ 財産目録（様式P. 190）

ウ 貸借対照表（様式P. 191～P. 192）

エ 残余財産の処分方法を記載した書類（記載例P. 144）

オ 解散及び清算人就任を登記した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）
※ 上記書類の内容を確認するために、その他の書類を提出していただく場合もあります。

なお、届出者は清算人となります。

4 解散認可後・解散届提出後の手続

解散認可後又は解散届提出後は、次の手続が必要です。

- (1) 解散登記、清算人就任登記（解散認可の場合）
- (2) 官報に掲載して公告（2か月以内に3回以上） …… 法第56条の8第1項、第4項
- (3) 清算終了登記

解散認可後は、(1)及び(3)の登記が完了した後に、それぞれ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付して、医療法人の登記事項の届出を提出してください。

解散届提出後は、(3)の登記が完了した後に、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本）を添付して、医療法人の登記事項の届出を提出してください。

なお、いずれも届出者は清算人となります。